

『北九州市いじめ問題専門委員会』第1回会議結果について」

□ 日 時 平成26年7月30日（水）14：00～15：10

□ 場 所 小倉北区役所庁舎 西棟7階 特別会議室

□ 出席者

【委員】（敬省略、50音順）

福岡教育大学 副学長	大坪 靖直
福岡県臨床心理士会 教育臨床委員	嘉嶋 領子
北九州市PTA協議会 役員	陣内 朋子
高橋直人法律事務所	高橋 直人
北九州市医師会 理事	田中 正章

【事務局】

教育長、教育次長、指導部長 ほか

□ 会議次第

○教育長挨拶、委員・事務局紹介

○委員長の選出

・委員長に、大坪委員を選出。

○議事概要（委員の主な意見）

1 北九州市いじめ問題専門委員会の運営について

■ 運営要綱案について

- ・委員会の会議については、重大事態が発生した場合の委員の招集方法など、あらかじめ決めておいた方が良い。
- ・定例的な会議については、開催回数を要綱に記載してほしい。

2 本市のいじめ対策について

■ 「スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの充実」について

- ・今後は、両者の連携がますます重要になると思われる。

■ 「アンケート調査」について

- ・アンケートは、複数年は保存する必要がある。いじめがいつから発生したのか、当時の状況からさかのぼって確認できるようにしておいた方が良い。

3 その他

■ いじめの事例等の報告について

- ・いじめの事例等について、適宜、報告してもらおうと、日常の児童生徒の様子が理解できる。

北九州市いじめ問題専門委員会運営要綱（事務局案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、北九州市いじめ問題専門委員会条例（平成26年北九州市条例第42号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、北九州市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第2条 条例第2条第1号の規定による対策に関する専門委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項に係る審議については、この限りでない。

2 条例第2条第2号及び第3号に掲げる所掌事務に関する専門委員会の会議は、原則として非公開とする。

（除斥）

第3条 委員は、条例第2条第3号に規定する重大事態に係る調査案件について利害関係を有する等調査の公平性又は中立性を害するおそれがあるときは、当該重大事態に係る調査及び審議に加わることができない。ただし、専門委員会の同意があった場合は、会議に出席して発言することができる。

（調査）

第4条 専門委員会は、条例第2条の調査を行うに際し、その目的、調査の概ねの期間、方法、入手した資料の取扱い等について協議し、教育委員会に報告するものとする。

2 専門委員会は、前項の調査を行う場合は、当該調査の進捗状況等を適時に、かつ、適切な方法で教育委員会に報告するものとする。

3 専門委員会は、調査対象者から意見、説明等を求める場合には、委員が2人以上で行うものとする。

4 専門委員会は、第1項の調査に際し、当該調査に係る被害を受けた児童又は生徒及びその保護者等が会議で事実関係に関して意見を述べ、説明等を行うことを求める場合において、調査のため必要であると認めるときは、その機会を与えることができる。

（報告）

第5条 専門委員会は、所掌事務（条例第2条第1号に規定する所掌事務を除く。）に関する調査及び審議を終えたときは、報告書を作成し、教育委員会に報告するものとする。

（委員会の庶務）

第6条 専門委員会の庶務は、教育委員会指導部指導第二課において処理する。

付 則

この要綱は、平成26年 月 日から施行する。

「いじめ対策」について（平成26年度）

【いじめ問題に対する認識】

- いじめは、「人間として絶対に許されない」「どの学校でも、どの子にも起こりうる」
- いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努め、いじめが解消するまで継続した対応を行う
- 「北九州市いじめ防止基本方針」に基づき、地域社会全体でいじめ問題に取り組む

今後の取組

児童生徒への対応・指導

- いじめ撲滅強化月間における取組の充実
 - ・9月に、全校一斉にいじめの防止の取組を実施
- アンケート調査及び面談の充実
 - ・定期的な実施に加え、年一回全校一斉に実施
- 「いじめ防止サミット」の充実
 - ・児童生徒等の参加者を増やすなどいじめ問題の啓発の強化
- 市費講師の配置
 - ・小中連携の推進等によるいじめの問題への対応の充実
- スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの充実
 - ・児童生徒へのカウンセリングや家庭等の環境への働きかけ等による問題の解決
- 思いやりの心や公正・公平な心の育成
 - ・道徳の授業を通じた生命を尊重する心や思いやりの心の育成、健全な自尊感情の育成
- 対人スキルアッププログラムの実施
 - ・望ましい人間関係の形成とコミュニケーション能力向上に関する技能の育成
- いじめ問題に対する児童生徒の自発的な活動の充実
 - ・児童会生徒会活動など、いじめの問題への児童生徒の自発的な活動の充実

学校の対応力向上、支援

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組
 - ・学校の実情に応じたいじめの防止等のための取組
- 校内いじめ問題対策委員会の設置
 - ・いじめに関する情報の共有・共通理解を促進し対応を強化
- 少年サポートチームの体制強化
 - ・非行や暴力への対応とともに、いじめ対応について指導・助言
- 管理職や生徒指導主事・主任への研修会の実施
 - ・いじめ実態調査の結果について研修を行い、今後のいじめ対応に生かす
- ネットトラブル等防止のための取組
 - ・ネットにおける児童生徒の不適切な書込等の把握と問題の早期対応
- 教育委員会の学校支援ライン、学校支援チームによる支援の強化
 - ・日常的な学校訪問による指導・助言、苦情・緊急対応、連携強化

関係機関との連携強化

- いじめ問題専門委員会の運営
 - ・いじめ防止基本方針に基づく対策を実効的に行うために設置
- いじめ・非行防止連絡会議の運営
 - ・いじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図るために設置
- 保護者、地域等への啓発
 - ・いじめ撲滅ポスター・シールの作成・配布等による、保護者や地域等に対する啓発
- 各部局、関係機関との連携強化
 - ・行政各部局や関係機関との連携強化による、いじめの問題への対応の充実
- 北九州少年サポートセンターへの指導主事の派遣
 - ・県警との協同活動による、連携強化と問題への対応力向上